

令和 5 年 11 月 22 日 議会運営委員会 議事録
10 時 00 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 西村 一啓

副委員長 日域 究

委員 山代 英資、藤川 和弘、小田上 尚典、細川 雅子

議長 北地 範久

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○西村委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の概要に沿って御説明をいたします。

最初に、1 番、報告第 8 号専決処分の報告についてでございます。

1 の要旨でございますが、事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 11 月 13 日付で専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 の (2) 事故の概要でございますが、令和 5 年 9 月 25 日 16 時 20 分頃、救急自動車が緊急走行にて交差点に進入し右折しようとしたところ、交差点内に停車していた大型トレーラーの左サイドミラーと救急自動車の右上部側面が接触したものでございます。損害賠償の額は 3 万 1,240 円でございます。

続きまして、2 番、議案第 67 号大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

大竹市固定資産評価審査委員会委員である前田興二氏が令和 6 年 3 月 4 日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を大竹市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

なお、別紙に前田氏の職歴等を記載した補足資料を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、3番、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

1の要旨でございますが、令和6年4月1日から、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の全部を適用するため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

先に3の改正する条例でございますが、大竹市特別会計条例、大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例ほか3件の条例でございます。

2の改正理由でございますが、平成31年1月の総務大臣通知により、令和5年度末までに集落排水事業についても公営企業会計に移行するよう要請されているため、令和6年4月1日から大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業について地方公営企業法の全部を適用するよう改正するものでございます。

4の施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、4番、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び主な内容でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項が変更となったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、5番、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございますが、国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料月額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容について、3、施行期日等とあわせて御説明をいたします。

(1)の第1条関係は、公布の日から施行するものですが、アの令和5年12月期の支給月数の変更につきましては、令和5年12月1日に遡って適用するものでございます。内容につきましては、一般職の期末手当を1.2月分から1.25月分に、勤勉手当を1月分から1.05月分に改めることで、合計0.1月を引き上げようとするものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当を0.675月分から0.7月分に、勤勉手当を0.475月分から0.5月分に改正することで、合計0.05月を引き上げようとするものでございます。

次に、イの一般職給料表の改定でございますが、給料月額を平均改定率1.1%の割合で改定しようとするもので、令和5年4月1日に遡って適用いたします。

(2)の第2条関係は、令和6年4月1日から施行するものでございます。細かい説明は省略をいたしますが、一般職、定年前再任用短時間勤務職員のそれぞれにおいて、(1)で令和5年12月期に引き上げた支給月数が、令和6年6月期と令和6年12月期で均等になるように支給月数を変更しようとするものでございます。

続きまして、6番、議案第71号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改

正についてでございます。

改正の理由でございますが、本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正に伴い、特別職の職員の期末手当について支給月数を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容でございますが、3の施行期日等とあわせて御説明いたします。

(1)の第1条関係は、公布の日から施行するものでございます。令和5年12月期の支給月数を2.175月分から0.1月引き上げ、2.275月分に変更しようとするもので、令和5年12月1日に遡って適用いたします。

(2)の第2条関係は、令和6年4月1日から施行するものでございます。アの令和6年6月期、イの令和6年12月期の支給月数について、(1)で引き上げた0.1月が均等になるようにそれぞれ変更しようとするものでございます。

続きまして、7番、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正に伴い、議会の議員の期末手当について支給月数を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容については、3の施行期日等とあわせて御説明いたします。

(1)の第1条関係は、公布の日から施行するものでございます。令和5年12月の支給月数を2.175月分から0.1月引き上げ、2.275月分に変更しようとするもので、令和5年12月1日に遡って適用いたします。

(2)の第2条関係は、令和6年4月1日から施行するものでございます。令和6年6月期、令和6年12月期の支給月数について、(1)で引き上げた0.1月が均等になるようにそれぞれ変更しようとするものでございます。

続きまして、8番、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び主な内容でございますが、産業構造の変化等に対応しそれらを反映するために、日本標準産業分類が改定されることとなったため、同分類を引用している本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和6年4月1日とし、改正前の規定により指定事業者の指定を受けている者に係る奨励金については、従前の例によるとの経過措置を定めるものでございます。

続きまして、9番、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び主な内容でございますが、大竹市公立保育所等再編基本方針及び大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画に基づき、本町保育所を大竹保育所に統合し、本町保育所を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、10番、議案第75号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布による国民健康保険法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料の軽減措置が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容でございますが、出産する被保険者に係る産前産後期間、単体妊娠は4カ月、多胎妊娠は6カ月相当分の均等割保険料及び所得割保険料を軽減するものでございます。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

続きまして、11番、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

1の改正の理由及び主な内容でございますが、広島県市町総合事務組合の構成団体である府中町から、令和6年4月1日から退職手当の支給に関する事務を共同処理したいとの申請があり、府中町に係る事務を新たに共同処理しようとするため、事務の変更及び規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

変更年月日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、12番、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を三倉岳県立自然公園協議会とし、指定期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものでございます。

続きまして、13番、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございます。

コミュニティサロン玖波の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を公益社団法人大竹市シルバー人材センターとし、指定期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、14番、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。

木野集会所の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を木野一丁目自治会とし、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、15番、議案第80号財産の無償貸付けについてでございます。

1の要旨でございますが、障害者の地域生活を支援する拠点を整備するため、旧松ケ原小学校の建物及び土地を社会福祉法人に無償で貸し付けていますが、令和6年3月31日で契約期間が終了するため、引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第

1 項第 6 号及び同法第237条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

2 の内容の（3）貸付期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 5 年間とし、相手方を社会福祉法人美和福祉会とするものでございます。

続きまして、16番、議案第81号市道路線の認定についてでございます。

市道路線の認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線は、路線番号1174、路線名元町瀬田線でございます。なお、補足資料として、当該路線を赤色で着色した図面を添付しておりますので、御参照ください。

（2）の認定の理由にありますように、本路線は元町二丁目から和木町瀬田をつなぐ橋梁で、現在、本市と和木町において県境で折半をして管理していますが、今後も両市町において適正な維持管理を行っていくため、市道路線として新たに認定しようとするものでございます。

続きまして、17番、議案第82号令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

1 の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億6, 867万8, 000円を追加し、予算総額を173億5, 124万円とするものでございます。

詳細は12ページの表で御説明をいたします。

補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出を、その右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しています。最初に、第 1 款議会費のほか、各款にある人事管理事務について一括して御説明をいたします。

こちらは 5 番の議案第70号で御説明しました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による改正後の人件費と当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。款ごとの説明は省略しますが、年度中途での退職者が生じたなどの関係で、全体で595万円の減額となります。

続きまして、第 2 款総務費の 2 行目のふるさと納税促進事業でございますが、先に13ページの歳入、第17款寄附金のところ御覧いただければと思います。今年度のふるさと納税寄附金について増加が見込まれるため、1 億5, 000万円を増額しようとするものですが、これに伴い、返礼品の発送などに要する経費が追加となりますので、先ほどの総務費、ふるさと納税促進事業として 2 分の 1 の7, 500万円を計上し、残りの7, 500万円については、その下の基金管理事業として地方創生事業基金に積み立てようとするものでございます。

続きまして、公共施設照明設備 L E D 化事業でございますが、小中学校などの公共施設の照明設備の L E D 化に当たり、設計業務委託料として450万円を計上しようとするものでございます。なお、歳入として、公共施設照明設備改修事業債400万円を計上いたします。

続きまして、国庫補助金等返還事務は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などに係る国県支出金の前年度精算金として、4, 221万6, 000円を計上するものでございます。

続きまして、市税賦課徴収事業でございますが、森林環境税の賦課徴収のほか、税制改正に係るシステム改修を行うための経費として170万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳事務でございますが、住民票や戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載するためのシステム改修やその他の関連経費として、515万5,000円を計上するものでございます。なお、歳入として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金479万2,000円を計上いたします。

続きまして、第3款民生費でございます。国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各特別会計歳入補填事務は、後ほど御説明します各特別会計の補正予算における財源調整分を計上するものでございます。民生費の4行目、後期高齢者医療事業でございますが、広島県後期高齢者医療広域連合に対する、過年度分の療養給付費負担金として2,183万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、障害児通所給付事業3,165万8,000円は、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、当初想定していた以上の利用があったことから、扶助費を増額するものでございます。なお、歳入として、障害児給付費国庫負担金を2分の1の1,582万9,000円、障害児給付費県負担金を4分の1に当たる791万4,000円計上いたします。

続きまして、第8款土木費でございます。

県道等整備事業は、県営事業負担金として660万円を計上するものでございます。

続きまして、大竹駅周辺整備事業1億円は、国の補正予算に計上された社会資本整備総合交付金を財源として、西口広場整備に係る令和6年度事業を前倒しで行おうとするものでございます。なお、交付金との差額である4,500万円については、大竹駅周辺整備事業債を充てることといたします。

続きまして、第9款消防費の防災・保安体制整備事業でございますが、10月に市内で発生いたしました大規模断水への対応に際し、備蓄水を緊急的に使用したため、これを補充するための経費として44万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、第10款教育費の中学校管理運営事業でございますが、大竹中学校の空調設備を改修するための経費として、930万円を計上するものでございます。

そのほか、対応する歳入のない歳出に充当するものとして、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を計上しています。

以上、歳入歳出ともに3億6,867万8,000円を計上するものでございます。

それでは、10ページに戻っていただければと思います。

2の継続費の補正でございます。

大竹駅東西広場整備事業については、鉄道事業者による駅舎解体工事等の進捗により、西口広場の工事着手に遅れが生じるなどをしたため、年割額等の変更を行うものでございます。

続きまして、3の繰越明許費の補正でございます。

先ほど総務費の補正予算で御説明をしました公共施設照明設備LED化事業のほか、関係者との調整に時間を要したなど、諸般の事情により年度内の完了が見込めない事業について、繰り越しを行うものでございます。

続きまして、4の債務負担行為の補正でございます。

追加するものとして4つの事項を挙げておりますが、これらは今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものでございます。また、変更で挙げております3つの事項は、人件費の上昇や物価高騰などにより単価が高額となったことで、限度額を変更する必要が生じたものや、会議録調整に要する経費については複数年の契約とするため、期間を変更しようとするものでございます。

5の地方債の補正については、このたびの補正予算において整理しております地方債について追加及び変更を行うものでございます。

議案第82号の説明は以上でございます。

続きまして、18番、議案第83号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ980万6,000円を追加し、予算総額を29億5,736万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳出から御説明いたします。人事管理事務は、一般会計と同様に、人件費の調整により増額となった83万円を、特定健康診査等事業では、システム改修のための経費として92万9,000円を、また、療養給付費等負担金等返還事務では、前年度分の精算による返還分として804万7,000円をそれぞれ計上しようとするものでございます。

また、歳入として、職員給与費等繰入金及び前年度繰越金により財源調整を行うものでございます。

続きまして、19番、議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ300万円を追加し、予算総額を8,773万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、管渠施設改良事業債を財源として、管渠施設等改良事業に要する経費を300万円増額するものでございます。

2の繰越明許費の補正は、今回計上する処理場改良事業について、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

3の地方債の補正については、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、20番、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ97万円を追加し、予算総額を7,353万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございます。歳出の人事管理事務につきましては、人件費の調整により97万円を増額し、全額を前年度繰越金で財源調整しようとするものでございます。

続きまして、21番、議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ583万4,000円を追加し、予算総額を29億311万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳出から御説明いたします。人事管理事務は、人件費の調整に90万円を増額するほか、介護保険一般事務では、令和6年4月の介護報酬改定等に伴うシステム改修のための経費として、493万4,000円を計上しようとするものでございます。

また、歳入では、システム改修事業補助金として、歳出の2分の1に当たる246万7,000円を計上するとともに、職員給与費等繰入金及び事務費等繰入金により財源調整を行うものでございます。

続きまして、22番、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算からそれぞれ79万3,000円を減額し、予算総額を5億5,342万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、歳出から御説明します。人事管理事務は、人件費の調整により298万円を減額するほか、後期高齢者医療広域連合納付金事務として、過年度保険料等負担金218万7,000円を計上しようとするものでございます。

歳入として、職員給与費等繰入金及び前年度繰越金により財源調整を行うものでございます。

最後に、23番、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容につきましては、4の継続費の補正の表に記載の4つの事業について、継続費の事業期間、年割額等を変更しようとするものでございます。最初に、大竹下水処理場し尿前処理施設建設工事業務は、契約の締結により執行残が発生する見込みとなりましたので、令和6年度の事業費を6,000万円減額しようとするものでございます。

次に、小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事及びその下の小方ポンプ場雨水ポンプ（No.1）機械電気設備改築更新工事は、現在、並行して施工しているものですが、小方ポンプ場の別の雨水ポンプに不具合が生じた関係で、今年度の完成が困難となりましたので、事業期間を令和6年度まで延長するとともに、総事業費を増額しようとするものでございます。

最後の大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事は、近年の価格高騰などにより入札が不調となっており、令和6年度の完成が困難となりましたので、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、事業費を8,500万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしく願いいたします。

○西村委員長 ただいま執行部のほうから議案についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしとして、それでは、取り扱いについて事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議案の取り扱いにつきまして、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせによりまして、執行部の説明者ごとに一括して行うこととなっております。お手元の議事日程に沿いまして、一括する議案のまとまりごとに取り扱いの説明をいたします。

まず、報告第8号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けます。報告事項でございますので、質疑をもって終了というふうを考えております。

次に、議案第67号から議案第72号までの3件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けます。このうち議案第67号につきましては、人事案件のため、委員会の付託を省略し、即決と考えております。

議案第71号及び議案第72号につきましては、総務文教委員会に付託と考えております。

次に、議案第68号及び議案第88号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第69号から議案第77号までの5件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第74号から議案第80号までの3件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けまして、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第78号及び議案第79号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第81号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第82号から議案第87号までの6件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けます。議案第82号及び議案第85号につきましては、総務文教委員会に付託、議案第83号、議案第84号、議案第86号、議案第87号の4件につきましては、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございます。

お諮りいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、議案の提出についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、御説明申し上げます。

まず、議会の委任による市長の専決事項の指定についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、条ずれが生じたため、議会の委任による市長の専決事項の指定についての一部を改正しようとするものでございます。

なお、改正後の指定につきましては、附則におきまして、令和6年4月1日を施行期日とするものでございます。

本件は、議会運営委員会からの提出ということで考えております。

続きまして、令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議についてでございます。

本件につきましては、10月31日の決算特別委員会におきまして協議をしていただきまして、当該決議をすべきと判断し、今回、議案として提出する運びとなりました。

提出する決議案の内容、提案理由につきましては、サイドブックに記載のとおりでございます。

本件は、決算特別委員会からの提出ということで考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑はないようです。それでは、お諮りをいたします。議会の委任による市長の専決事項の指定についてにつきましては、本委員会から提出するということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、本2件の取り扱いにつきまして、事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議案の取り扱いにつきまして、事務局案を御説明申し上げます。

まず、議会の委任による市長の専決事項の指定についてにつきましては、議案第89号といたしまして、最終日、12月14日の本会議に上程後、提案理由の説明を受け、即決と考えております。

なお、ただいま議会運営委員会提案ということで決定していただきましたので、提出者は議会運営委員会の委員長名ということになろうかと思えます。

続きまして、令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議についてにつきましては、決議案第4号といたしまして、同じく最終日、12月14日の本会議に上程後、提案理由の説明を受け、即決と考えております。

なお、提出者は決算特別委員会の委員長名ということになろうかと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

寺岡副議長。

○寺岡副議長 すみません、今説明のあった決議案が決算の委員長報告との順番というか、そのあたりはどういうふうに考えていますかね。

○西村委員長 局長。

○山田議会事務局長 後ほど、日程については改めて御説明をしようとは思っておりますが、最終日、まず、決算の委員長報告は冒頭に行いますので、その後、議案上程するということになろうかと思えます。

○西村委員長 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 他に質疑はないようですので、お諮りをいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、陳情についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、提出のありました陳情の取り扱いについて御説明申し上げます。

消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情でございます。

提出者は、大井渉氏でございます。

陳情の内容につきましては、文書表のとおりでございますので、御覧いただけたらと思います。

取り扱いといたしましては、令和5年陳情第3号といたしまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑はないようでございます。それでは、お諮りをいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程4、一般質問についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 このたびの一般質問は代表制をとっておりますので、複数会派の代表につきましては、発言時間が60分、その他の議員につきましては、30分となっております。

一般質問の通告は、本日9時30分まででございました。通告議員は8名でございます。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただき、抽せんをいたし

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程 5、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局 会期の決定につきまして、御説明申し上げます。

お手元に今資料をお送りさせていただいております。

会期は11月30日から12月14日までの15日間と考えております。

本会議を11月30日木曜日に開会し、会期決定、一般質問終了後に議案、陳情の上程をし、先ほど決定していただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日を12月1日ということで考えております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、4日、5日の2日間を考えております。慣例でいきますと、総務文教委員会が4日、生活環境委員会が5日となります。なお、総務文教委員会終了後、総務文教委員政策研究会の開催を予定しております。

特別委員会につきましては、6日を予定しております。

本会議最終日を14日といたしまして、決算特別委員会の委員長報告、質疑、討論、採決をし、次に、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、陳情の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決を行います。最後に、議案第89号及び決議案第4号を採決いたしまして、12月定例会の閉会と考えております。

日程につきまして、御調整をお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、各委員長に日程の調整をお願いいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

会期につきましては、11月30日から14日までの15日間とし、11月30日木曜日の10時から本会議、翌12月1日金曜日を本会議予備日に、また、各委員会等につきましては、4日月曜日の10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、5日火曜日の10時から生活環境委員会を、6日水曜日10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催、本会議、最終日は14日木曜日の10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 6、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。

資料を御覧ください。

令和 5 年度広島県市議会議長会議員研修会が、令和 6 年 1 月 25 日に予定をされております。会場は広島市でございます。

派遣議員は 14 名の予定でございます。本会議最終日にこちらの表を配付いたしまして、即決と考えております。

なお、定例会最終日までに不測の事態のため、欠席の連絡がございました議員につきましては、この表からお名前を除き、議場に提出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり、本会議で手続を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 7、その他についてを議題といたします。今定例会での発言通告に關しまして、連絡事項がございます。事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、発言通告について御説明を申し上げます。

令和 2 年 5 月の議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、本会議と常任委員会等につきましても速やかに事前通告していただくよう、御協力をお願いさせていただきます。会議運営を行ってきたところでございます。

今回の定例会におきましても、発言の通告に關しまして、引き続き御協力をお願いしたいというふうに考えております。

大変短い時間で恐縮ではございますが、11 月 30 日の本会議につきましては、11 月 27 日月曜日までに、常任委員会は 11 月 29 日水曜日まで、また、12 月 14 日の本会議最終日につきましては 12 月 11 日月曜日までに、できましたら午前中に事前通告を提出していただきますよう、お願いをいたします。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮、説明員の待機時間の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容の記載につきまして、重ねて御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程におきまして、説明の内容等によりましては急遽追加での質問を必要とする場面もあらうかと思っておりますので、執行部の皆様には御協力をお願いした

いと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部のほうにも、特に委員会では審査の過程において事前通告があるもの以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思しますので、御協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日の協議・連絡事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いします。

また、執行部におかれましては、本日の内容について内部で御周知をいただきますよう、お願いをいたします。

以上、本日予定されていた日程は、全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

10時46分 閉会